

議会内部の役職について根拠法令等

役職名	人員	根拠法令	選出方法	備考
議長	1	法 103 条	法 118 条 公選法 95 条	要議決
副議長	1	法 103 条	法 118 条 公選法 95 条	要議決
常任委員会 正副委員長	正 2 副 2	法 109 条 条例 1 条 条例 7 条	条例 7 条	福祉文教 総務建設
同委員	8 から 9	法 109 条	条例 6 条	議長指名
議会運営委員会 正副委員長	正 1 副 1	法 109 条 条例 3 条 条例 7 条	条例 7 条	要議決
同委員	5	法 109 条	条例 6 条	議長指名
特別委員会 正副委員長	設置された 委員会数と 同数	法 109 条 条例 4 条 条例 7 条	条例 7 条	委員会設置は 要議決
同委員	9 から 10	法 109 条	条例 6 条	議長指名
松原市開発事業 連絡会会長	1	要綱 6 条	要綱 6 条	
同会員	6	要綱 4 条	要綱 4 条	
松原市文化情報振興事業団 連絡会会長	1	要綱 6 条	要綱 6 条	
同会員	8	要綱 4 条	要綱 4 条	
松原学校給食株式会社 連絡会会長	1	要綱 6 条	要綱 6 条	
同会員	8	要綱 4 条	要綱 4 条	
議会だより編集委員会 正副委員長	正 1 副 1	要綱 3 条	要綱 3 条	
同委員	5	要綱 3 条	要綱 3 条	

※法———地方自治法  
公選法—公職選挙法

条例———松原市議会委員会条例  
要綱———松原市開発事業連絡会要綱  
松原市文化情報振興事業団連絡会要綱  
松原学校給食株式会社連絡会要綱  
まつばら市議会だより発行要綱